

# 成人のつどい(成人式)が行われました

文化芸術振興課 ☎224-6157

1月8日、ウェスタ川越で成人のつどいが行われました。今年は、3,694人が大人の仲間入り。会場では、きらびやかな振袖や真新しいスーツに身を包んだ新成人たちが同級生との再会を喜んでいました。大ホール等で行われた式典では、小野寺諒さんとおの でりょう さんと 服部敦子さん はっとりあつ さんが「新成人誓いの言葉」を述べ、新成人としての決意を新たにしました。

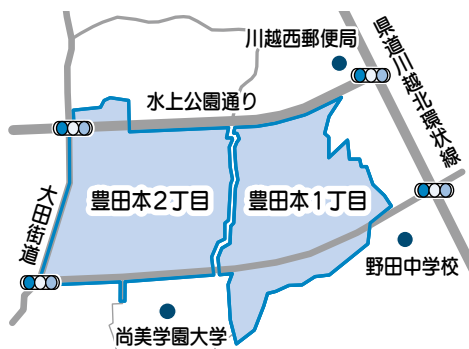
式典の企画や運営を行ったのは、成人のつどい実行委員会の皆さん。実行委員企画の一つである交流広場に設置されたパネルの前では、写真を撮る新成人の姿が多く見られました。



## 新町名「豊田本1丁目」「豊田本2丁目」が誕生します

住所=市民課 ☎224-5744 ▶土地・建物の所在地=都市整備課 ☎224-5964

町名地番整理を実施し、次のとおり「住所」および「土地・建物の所在地」を変更します。



変更日	旧大字名	新町名	郵便番号
3月6日(月)	豊田本、小室および野田の各一部	豊田本1丁目	350-1118
	豊田本および小室の各一部	豊田本2丁目	

### ●「町名地番変更用の住民票」が必要な方

3月6日(月)以降に、本人確認書類(免許証・健康保険証など)を持参し、市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・証明センターへ申請してください。発行手数料は無料です。申請の際は、窓口で「町名地番変更用の住民票」であることを申し出てください。

\*「町名地番変更用の住民票」は、自動交付機では発行できません。

平成29年4月から口座振替に加えて、現金(納付書)納付とクレジットカード納付の2年前納が利用できるようになります。2年前納は、1年前納に比べ割引率が大きくなります。ただし、納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

2年前納を希望する方は、2月末までに川越年金事務所での手続きが必要となります。詳しくは、同事務所 ☎242-2657 にお問い合わせください。

### 国民年金保険料の現金(納付書)納付・クレジットカード納付の2年前納が始まります

市民課 ☎224-5764

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

2月18日(土)・19日(日)は機器更新作業、3月4日(土)・5日(日)は町名地番整理の実施に伴い、市役所本庁舎1階ロビー・南連絡所・高階市民センター・名細市民センター・大東南公民館・霞ヶ関北市民センターに設置してある自動交付機は利用できません。

### 自動交付機を休止します

市民課 ☎224-5744

## 中退共掛金の一部を補助

雇用支援課 227・5776

市では、中小企業退職金共済(中退共)法に基づく中退共制度の掛金について、各従業員が加入した月から36か月間、掛金の一部を補助しています。

対象は、平成25年2月以降、中退共制度に加入した従業員がいる市内の事業主で、市の補助基準に該当する場合があります。詳しくは、お尋ねください。

受付期間：2月13日(月)～22日(水)(土日曜日を除く)、午前9時30分～11時45分▼午後1時～3時30分  
受付会場：東庁舎2A会議室(東庁舎2階、郵送不可)

## ストマ装具等の更新申請

障害者福祉課 224・5785

ストマ装具・紙おむつ等について、4月から9月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けます。

対象：すでに支給している方で、継続を希望する方

提出方法：平成29年3月分までの支給決定通知書に同封された申請書に必要事項を明記し、2月28日(火)(必着)までに〒350-8601 川越市役所障害者福祉課

## 「時の鐘」の耐震化工事が完了しました

文化財保護課 224-6097

平成25年度に実施した耐震診断により耐震性能が不足していることが判明したために、平成27年7月から行っていた耐震化工事がこのたび、完了しました。

工事では、地震時の浮き上がりを抑えるため、地中に耐圧盤を設置したり、構造補強等の耐震補強を行ったりしました。また、耐震補強と併せて明治27年の再建当初の姿への復原を行いました。復原は、主柱を「礎石建ち」にしたほか、外壁の下見板を当時の割り付けに張り直し、屋根の銅板葺きを新しくしました。

\*耐震化工事中は、鐘打・夜間照明を中止していましたが、現在は再開しています。

### 今回の工事で変わった主な部分を紹介します

#### ●主柱

主柱は、昭和初期に根元が腐ったため、切断してコンクリート基礎が設けられていました。今回の工事で、コンクリート基礎を解体して下に埋もれていた礎石を発掘し、柱を根継ぎして「礎石建ち」に復原しました。

工事前



工事後



#### ●鐘つき部分

鐘つき部分の腰壁を低くし、鴨居(昭和初期にガラス窓が取り付けられていた痕跡)を外しました。また、外壁の小窓もなくなり、頂部の露盤(四角い飾り)を再建当時の高さに復原しました。

工事前



工事後



## 時の鐘耐震化工事完成記念式典が行われました



1月9日、地元自治会などを招待して時の鐘耐震化工事完成記念式典が開催され、テープカットなどが行われました。また、幸町自治会囃子会によるお囃子が披露されました。







# 所得税および復興特別所得税の確定申告

\* 東上パールビル申告相談会場は、開設しません。

川越税務署(申告案内窓口) ☎235-9411

## 確定申告の相談

### ■会場

川越税務署(並木452-2)

\* 郵送申告に、ご協力ください。

### ■受付日時

2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時

\* 2月19日(日)・26日(日)は受け付けません。

\* 混雑時は、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。申告書の作成には時間がかかるため、午後4時ごろまでにお越しください。

\* 相談開始は、午前9時です。

\* 駐車場が狭いため混雑します。公共交通機関をご利用ください。

### ■対象者

営業等所得・農業所得・不動産所得などがある、2か所以上から給与を受けている、給与収入(年額)が2000万円を超える、土地・建物などの譲渡所得がある、還付申告をする方など。

\* 還付申告は1月から提出できます。詳しくは、1月10日発行の広報川越・4ページをご確認ください。

### ■申告に必要な物

#### (1) 必ず持参する物

① 収入が分かる物(平成28年分の源泉徴収票の原本、収入や経費が分かる帳簿など)

② 印鑑(認め印可)

③ 筆記用具

#### ④ 計算用具

⑤ 本人名義の金融機関の口座番号等が分かる物

⑥ マイナンバー(個人番号)カード、または番号確認資料と身元確認資料の両方(左記参照)

番号確認資料 (いづれかひとつ)	マイナンバーカード マイナンバー通知カード マイナンバー記載の住民票
身元確認資料	マイナンバーカード 運転免許証 健康保険証など

\* マイナンバーカードであれば番号確認と身元確認が1枚で可能です。

\* 税務署から確定申告書またはお知らせハガキ等が送付されている場合は、忘れずに持参してください。

\* 平成27年分の確定申告書、青色決算書、収支内訳書の控えをお持ちの方は持参してください。

#### (2) 各控除を申告する方が持参する物

社会保険料控除：① 昨年中に支払った健康保険・介護保険の領収書、② 国民年金の支払(控除)証明書

生命保険・地震保険料控除：生命保険・地震保険の支払(控除)証明書

障害者控除：障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など

医療費控除：① 昨年中に支払った医療費などの領収書の原本、② 医療費の支払

額を病院別、医療を受けた人別に集計した物、③ 保険金などで補てんされた金額がある方は、その金額が分かる書類、④ おむつ使用証明書等の添付が必要な方は、その証明書など

\* 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除等についてはお尋ねください。  
**申告書は自宅で作成、郵送提出**  
確定申告書は、国税庁ホームページで簡単に作成できます。印刷した書類は郵送等で〒350-8666 並木452-12・川越税務署に提出してください。  
\* マイナンバーカードの写し、または番号確認資料と身元確認資料の各写しを同封してください。

お問い合わせ：e-Tax作成コーナー  
ヘルプデスク ☎0570-011-5901(平日、午前9時～午後5時)

## 無料税務相談会

税務全般(還付申告、白色・青色申告、譲渡、相続等)について、どなたでもお気軽にご相談ください。税理士に依頼している方を除きます。

受付日時…2月4日(土)、午前10時～午後3時30分 会場…南公民館(ウエスタ川越1階) 問い合わせ…関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188

## 国民健康保険(国保)加入者は所得の申告を

国民健康保険課 ☎224-5833

申告内容は、税額の計算や高額療養費の自己負担限度額、入院時の食事代などを決定する資料になります。次に該当する国保加入者は、必ず市・県民税の申告をしてください。ただし、同居の親族の控除対象配偶者や被扶養者とされている方を除きます。

- ① 前年中に所得がない方
  - ② 遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方
- \* 所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

# 子どもの学びや遊びを、応援します

## ひとり親家庭等学習支援事業

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

学習指導や進路相談等を行う「ひとり親家庭等学習支援事業」の平成29年度の生徒を募集します。授業は、少人数制で、週1回2時間(年間45回程度)、「英語」「国語」「数学」「社会・理科」の中から1教科を選択。科目ごとに実施日時指定があります。受講にあたり、説明会への参加は自由ですが、親子面談会への参加は必須となります。

### ■説明会について(当日直接会場)

日時・会場…2月8日(水)、午後7時30分～9時＝南公民館(ウエスタ川越1階)▶12日(日)、午前10時～11時30分＝北公民館

### ■親子面談会について

日時・会場…2月25日(土)、午前10時～午後5時＝福田ビル(郭町1丁目)▶3月5日(日)、午前10時～午後5時＝南公民館(ウエスタ川越1階)

申し込み…2月13日(月)から28日(火)までに、電話・ファクスでこども家庭課

### ■授業等について

実施期間…4月16日(日)～来年3月31日(土)(年末年始を除く)

会場…個別教室のトライ川越駅前校(脇田本町23-33 G&Rock ビル3階)

対象…市内在住で次の条件をすべて満たす中学生

①児童扶養手当を受給しているひとり親世帯または養育者世帯である(生活保護受給世帯を除く)

②現在学習塾・家庭教師・通信教育等を利用していない

③行政等が実施するその他の学習支援を受けていない

定員…70人(予定。抽選。中学3年生を優先)

経費…無料

申し込み…親子面談会で配布する申請書等に必要事項を明記し、3月13日(月)(必着)までに〒350-8601川越市役所こども家庭課(本庁舎3階。持参可)

問い合わせ…参加申し込み、面談会の予約に関すること＝こども家庭課 ☎224-5821 ▶授業の進め方に関すること＝家庭教師のトライ ☎0120-555-202(午後1時～10時。日曜日、祝・休日を除く)

## 民間放課後児童クラブの利用児童を募集します

こども育成課 ☎224-5724

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る民間放課後児童クラブを開設しています。現在、平成29年度の民間放課後児童クラブの利用を希望する児童を募集しています。経費など詳しくは、放課後児童クラブ 芳野キッズ ☎225-6451へお尋ねください。

実施期間…4月1日(土)～来年3月31日(土)

開室日時…月～金曜日＝午後2時～9時(春休み・夏休みなどの長期休みの月～金曜日＝午前7時～午後9時)▶土曜日＝午前7時～午後6時

\* 祝・休日、年末年始を除く

場所…放課後児童クラブ 芳野キッズ(谷中32-2)

対象…4月1日現在で市内在住の小学生

定員…40人(選考)

申し込み…放課後児童クラブ 芳野キッズにある書類に必要事項を明記し、2月10日(金)(必着)までに〒350-0836谷中32-2・放課後児童クラブ 芳野キッズ(持参可)

## 規則(案)に対する意見募集

新斎場建設推進室 ☎224-6144

Fax 226-7088

市では、(仮称)川越市新斎場の供用開始に伴い、新斎場および市民聖苑やすらぎのさとを一体で管理運営を行うため、「川越市斎場及び市民聖苑やすらぎのさと条例施行規則」の制定を検討しています。市民の皆さんの意見を反映するため、同案に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：1月30日(月)～2月

28日(火)(必着)

閲覧場所：新斎場建設推進室(小仙波786-1)・市民センター・

南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学、または利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所配布する

意見用紙に必要事項を明記し、〒350-0031小仙波786-1・

新斎場建設推進室(持参・ファクス可)

\* 市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

### 意見の取り扱い

提出された意見は、今後の規則制定の参考にします。また、意見に対する考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

# 収納窓口の時間延長と休日収納窓口の開設

市税・国保税 Ⅱ 収納課 Ⅱ 224-5837  
 介護保険料 Ⅱ 介護保険課 Ⅱ 224-5817

平日の昼間に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。納税・納付相談も同時に行います。

**納付できる税金・保険料の種類**：市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料（65歳以上。2月6日(月)以降の市役所本庁舎のみ）

## ● 収納窓口の時間延長(午後7時まで)

2月					1月	受付日	受付窓口(市民センター) *介護保険料は受け付けできません。	受付窓口(市役所本庁舎)
10日(金)	9日(木)	8日(水)	7日(火)	6日(月)	31日(火)			
芳野・山田	霞ヶ関・名細・川鶴		福原・大東・霞ヶ関北	古谷・南古谷・高階				
					1日(水) 3日(金)			収納課⑥番窓口(2階)
								収納課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)

\*市民センターでの納税・納付相談は、午後5時15分以降に受け付けします。

## ● 休日収納窓口の開設

日程	開設時間	受付窓口(市役所本庁舎)
2月26日(日)	午前8時30分～正午 *納税・納付相談は11時30分までにお越しください。	収納課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)

## 工場立地法の緑地面積率等を緩和します

産業振興課 Ⅱ 224-5934

工業振興や雇用の維持のため、新たな設備投資の促進・操業環境の向上・市外への企業移転防止などを目的とした、「川越市工場立地法地域準則条例」を制定しました。この条例は、工場立地法の対象となる特定工場における敷地内の緑地面積率等を本市の実情に応じて緩和するために制定されたものです。4月1日より都市計画法に基づく用途区域によって、次の表のとおり緑地面積率、環境施設面積率等が緩和されます。

都市計画法の用途地域に基づく区分	条例施行前(3月31日まで)			条例施行後(4月1日以降)		
	緑地面積率	環境施設(*1)面積率	重複緑地(*2)算入率	緑地面積率	環境施設(*1)面積率	重複緑地(*2)算入率
工業地域・工業専用地域	20%以上	25%以上	敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%以下	10%以上	15%以上	敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%以下
準工業地域				15%以上	20%以上	
市街化調整区域 住宅・商業地域				20%以上	25%以上	

- \*1…緑地以外の環境施設のこと(噴水・池などの修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設など)
- \*2…環境施設以外の施設と重複した緑地のこと(屋上緑化施設、駐車場緑化、配管下の芝生など)

### ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

#### ● 川越市都市計画審議会を開催します 都市計画課 Ⅱ 224-5945

川越市都市計画下水道の変更についてなど。2月3日(金)、午後2時30分～。上下水道局庁舎会議室(上下水道局2階)。傍聴は先着5人。受け付けは午後2時10分～。当日直接会場。

#### ● 東・西後楽会館の風呂休止のお知らせ 高齢者いきがい課 Ⅱ 224-5809

配管洗浄、洗浄後の消毒のため風呂を休止します。

①東後楽会館 Ⅱ 224-3366 = 2月7日(火)～22日(水)、②西後楽会館 Ⅱ 232-6177 = 2月23日(木)～3月9日(日)

\*上記以降の利用については各施設にお尋ねください。